

京都市消防関係手数料条例の一部を改正する条例（令和6年3月29日京都市条例第53号）（消防局予防部指導課）

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正により、次のとおり必要な措置を講じることとしました。

- 1 消防法の規定に基づく浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査に係る標準とすべき手数料の額が改定されることに伴い、当該審査に係る手数料の額を改定することとします。
- 2 高圧ガス保安法の規定に基づく高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査において、同法第5条第1項第1号に該当する者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもののうち、当該申請に係る当該移動式製造設備の全てについて液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定に基づく許可を受けたものの申請に対する審査に係る標準とすべき手数料が定められること等に伴い、当該審査等に係る手数料の額を定めることとします。

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

京都市消防関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月29日

京都市長 松井孝治

京都市条例第 53号

京都市消防関係手数料条例の一部を改正する条例

京都市消防関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1(3)の項中「1, 180, 000」を「1, 450, 000」に、「1, 410, 000」を「1, 720, 000」に、「1, 590, 000」を「1, 920, 000」に、「1, 950, 000」を「2, 360, 000」に、「2, 270, 000」を「2, 740, 000」に、「4, 550, 000」を「5, 640, 000」に、「5, 820, 000」を「7, 240, 000」に、「7, 070, 000」を「8, 790, 000」に改める。

別表第3(1)の項中「この項、次項及び(9)の項において同じ。)のみ」を「この表において同じ。)のみ」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考1 法第5条第1項第1号に該当する者であって移動式製造設備のみを使用して高压ガスの製造をするもの(2において「特定製造者」という。)が(1)の項の申請を行う場合において、当該申請に係る移動式製造設備の全てが液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第1項の許可を受けたものであるときにおける当該申請に対する審査に係る手数料は、(1)の項にかかわらず、6,000円とする。

2 特定製造者が(5)の項の完成検査の申請を行う場合において、当該完成検査に係る移動式製造設備の全てが液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第1項の許可を受けたものであるときにおける当該完成検査に係る手数料は、(5)の項にかかわらず、4,500円とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市消防関係手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた申請(完成検査に係るものを除く。以下同じ。)及び完成検査に係る手数料

について適用し、同日前に行われた申請及び完成検査に係る手数料については、なお従前の例による。

(消防局予防部指導課)